

生駒市条例第 9 号

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 3 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例

生駒市議会委員会条例（昭和 4 6 年 1 1 月生駒市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「、上下水道部」を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。